

8 東彼杵町告示第 37 号

東彼杵町高齢者タクシー利用券助成事業実施要綱の一部を改正する要綱をここに告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

## 東彼杵町高齢者タクシー利用券助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

東彼杵町高齢者タクシー利用券助成事業実施要綱（令和元年告示第76号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

東彼杵町高齢者タクシー利用券助成事業実施要綱（令和元年告示第76号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(助成等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 利用券の交付枚数は、1年間に_____100円券<u>5枚綴りを20枚</u>とし、会計年度分まとめて交付する。ただし、辺地に係る公共的施設の統合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）の定義にある地区に居住する者については1年間に_____100円券<u>5枚綴りを30枚</u>とし、会計年度分まとめて交付する。</p> <p>4 (略)</p> <p>様式第5号（第5条関係）</p> <p>(略)</p> <p>様式第8号（第12条関係）</p> <p>(略)</p>	<p>(助成等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 利用券の交付枚数は、1年間に<u>500円券18枚及び100円券10枚</u> _____とし、会計年度分まとめて交付する。ただし、辺地に係る公共的施設の統合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）の定義にある地区に居住する者については1年間に<u>500円券28枚及び100円券10枚</u> _____とし、会計年度分まとめて交付する。</p> <p>4 (略)</p> <p>様式第5号（第5条関係）</p> <p>(略)</p> <p>様式第8号（第12条関係）</p> <p>(略)</p>

### 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。